

# justax

## No.24

### JUL '95

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 地元神社への寄付と認定賞与

法人が損金として支出した寄付金で、その法人の役員等が個人として負担すべきものと認められるものは、その負担すべき者に対する給与となります(法基通9-4-2の2)。寄付行為の主体が個人か法人かで争われた事例として、平成5年7月16日徳島地裁判決をご紹介します(原告控訴中)。

◎原告X社は、本社と主要工場のある地区の4つの神社の改築資金として、昭和60年から63年の間に総額1億5000万円を支出し寄付金として損金経理しました。

しかし、税務署長は、寄付に至る経緯、寄付の手続などからみて、この寄付の主体はX社の会長A個人であり、Aが負担すべき個人的費用をX社が代って支出したことになり、その後弁済されていないので、Aに対する役員賞与であるとして更正処分をしました。

◎X社は、医薬品等の製造販売を業とする会社で、Aの父が創立してこの地区を事業の本拠地と定め、その後Aが継承して大企業に発展させ、今日に至っています。

原告は、X社が地元神社と地域的、歴史的に密接に結び付いて発展してきたこと等、X社に寄付を行うだけの十分な理由があったことを主張しましたが、裁判所は、寄付の主体はA個人であると判断して、その理由を次のように判示しています。

①Aは地元の神社改築の話聞き、X社の取締役会に諮ることなく、自らの意思で寄付を決定しており、神社からの寄付の要請もX社にではなく、A個人に対してされている。

②寄付の領収証の宛名はX社になっているが、寄付を受けた神社の帳簿書類には、寄付行為の主体をA個人と記載している。

③神社の境内に建てられた「寄付者芳名碑」にA個人の氏名が記載されており、Aもその旨確認していたが、税務調査後、Aの指示で会社名と肩書きを加える工作が行われている。

④また、神社の境内には「顕彰之碑」が建立されたが、この正面にはAと創立者の胸像の陶板がはめ込まれ、その下にAと父の個人名と〇〇グループ会長、〇〇創始者と刻まれている。これについてAは特別異議を述べていない。

⑤Aは、以前より地元の氏神を崇拝する念が強く、寄付を行うだけの十分な動機を有していたが、X社には、地元神社に1億5000万円もの寄付をしななければならないような特別な事情を見出せない。

⑥原告は、X社の取締役会において寄付に係る承認決議がされたことを根拠として、寄付の主体がX社であると主張するが、会長Aは取締役会の承認を経ることなく寄付の決定をしているのであるから、寄付の主体はA個人であり、この承認決議はX社が**寄付金を出捐**することについての決議である。

⑦**寄付の主体と寄付金を出捐者が異なる**ことは、寄付金が多額の場合にはありうることである。

X社の支出した寄付金につき、その一部は地元への利益還元とも考えられますが、この判例では寄付行為の主体について厳しい判断基準を示しています。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)